

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和元年11月12日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和元年11月12日

岐阜県知事 古田 肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）トライアル関片倉店

関市片倉町1番3

2 意見の概要

住民の意見

- ・駐車場の出入口について
- ・廃棄物について
- ・店舗出入口について
- ・防犯について
- ・営業時間について